

大阪市障がい者施策推進協議会

平成 29 年度 第 3 回 大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会 議事録

日時：平成 30 年 3 月 28 日（水）

10 時 00 分～12 時 00 分

場所：大阪市役所 屋上階 P 1 会議室

開会

（中島障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介） 16 名中 11 名参加

（資料確認等）

（部会長に司会を交代）

北野部会長：

皆さん、おはようございます。

本日は、5つの議事がございます。粛々とやらせていただき、12時をめぐりに終了したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。まず、議事に入ります前に、田沼委員の後任で新たに植田委員に参加してもらっていますので、ひとことご挨拶をお願いいたします。

植田委員：

皆様、初めまして、ロイヤルホテルの植田と申します。よろしくお願いいたします。

以前まで田沼が参加していたと思いますが、ホテルの立場、いわゆるお客様をお迎えするおもてなし産業の立場として、いろいろ考えていきたいと思っております。また、一方では障がいのある方の雇用にも力を入れておりますので、こういう差別といった観点から、お客様の立場と雇用の立場、両方の立場で様々な検討をし、考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

北野部会長：

植田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

では、皆さん、これから忌憚なき貴重なご意見をいただけるかと思っております。

それでは、議題1、第2回障がい者差別解消支援地域協議部会の結果につきまして、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

八木企画調整担当課長：【資料1-1～2について説明】

北野部会長：

どうもありがとうございました。

今のご説明につきまして、ご質問ご意見ございましたら、はい、古田委員。

古田委員：

古田です。おはようございます。

電動車いすについては、去年も様々な間違った対応がありました。店舗や遊戯施設で通路の幅が狭いので手動に切り替えてほしいとか、あるいは、病院にある手動の車いすに乗り替えてほしいという事例がありました。電動車いすは、それぞれの体の姿勢とか体形、角度に合わせて、かなり緻密にオーダーメイドで作っている場合が多く、外国製や日本製と仕様が異なっていることもあり、手動に切り替えて、後ろから押せるものではない。本人が乗れば、重さも百何十キロにもなってしまいますので、手動に切り替えると逆に危ないとか、乗り替えるというのは本人の体に合っていないところに移らされるという問題、まさに車いすというのは、障がい者にとって本人の足であり、体の一部ですので、それを取り替えるということは、障がい者の側からみればありえない話になっております。それなのに、どの車いすでもいだろう、電動車いすは人にぶつかったら危ないというようなことを言われて、間違った対応が進められることがあります。ですから、電動車いすについての理解を深めるための啓発冊子があれば、お店や遊戯施設、病院など様々な場面で使えますので、ぜひ、作っていただけたらと思います。

業者によってもタイプが違いますので、業者にも協力してもらって、よい冊子を作っていただけたらと思います。障がい者団体のほうもぜひ協力させていただきますので、今年がんばって作っていきたいと思っています。

北野部会長：

古田委員、ありがとうございました。

30年度の大きな課題として、電動車いすに関する理解を深めるためのパンフレット、チラシを障がい者団体にも協力をいただいて、あるいは事業者関連団体にも協力をいただいて作ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか？

では、引き続きまして、議題2「平成29年度障がい者差別解消にかかる取組状況」につきまして、まず、相談窓口の対応状況について、ご説明をよろしく申し上げます。

八木企画調整担当課長：【資料2-1について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。

今、資料を使って説明がありましたが、資料の2-1につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。いかがでしょうか？ 古田委員。

古田委員：

古田です。だいぶこなれてきたかなあという感じで見させてもらっているのですが、7ページ目の保育所の入所を断ったという事例ですが、以前も保育所だったかの事案がありました。今、大阪市は、障がい児を拒否しない、受け入れを進める、保育所に対して補助金を出したりなど、がんばってやっついていこうとしています。民間委託は児童の方でも進んでいますが、保育所に対して、幼稚園に対して、障がいを理由に拒否してはいけない、逆にこういうふうに対応すればいいということを啓発する取組を、教育委員会になるのか、こども青少年局になるのか、力を入れて、やっていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

北野部会長：

はい、おそらく保育所と幼稚園とでは管轄が違いますので、それぞれどう対応されるのかというのがありますが、事務局のほうで何かありましたら。

八木企画調整担当課長：

保育所につきましては、こども青少年局の所管になります。事前に確認したところ、「差別解消法の説明については、区役所が民間の保育所の入所受付窓口になるので、区役所の職員に対して毎年の説明会の中で説明をしている。また、応諾義務ということで、申し込みがあれば、断ってはいけませんという大原則があるので、それとあわせて説明している。」とのことですが、対応する中で区役所が民間の保育所等にどのようにアプローチしていくかまでは局では把握しきれていないということです。部会でそういった啓発も考えていただいたらどうかというご意見があったことをお伝えさせていただきたいと思います。

北野部会長：

幼稚園の管轄は別ですが、何か今お答えいただけることはありますか。

石井教育委員会次席指導主事：

教育委員会です。これまでから、市立幼稚園、小学校、中学校には入学、就学に関するリーフレットを活用し、この間、周知を強く進めております。また、来年度以降も引き続き進めてまいりたいと思います。それ以外にも、インクルーシブ教育推進室に相談の窓口を設置し、個別事案にも丁寧に対応し、あわせて、学校、幼稚園にもつないでいます。

古田委員：

障がい種別ごとの対応、どういうところに支援が必要なのかとか、どういうふうに対応していけば合理的配慮としていいのかというようにまとめられておりましたか？

石井教育委員会次席指導主事：

個々のニーズも様々ですが、ひとつひとつ、幼稚園、小学校、中学校とも連携して進めています。

古田委員：

もちろん個別対応ですけども、障がい種別ごとにどういうところの支援が必要であるのかなど、機会がありましたらご検討いただいて、どこでも使えるようにしていただけたら、ありがたいです。

北野部会長：

部会でそういう意見があったことをお伝えください。よろしくお願いします。ありがとうございました。では、他の委員はいかがでしょうか？よろしいでしょうか？

では、次のところにかかせていただきます。研修及び啓発の取組状況について、事務局から説明をお願いします。

八木企画調整担当課長：【資料2-2について説明】

北野部会長：

はい、どうもありがとうございました。よろしいでしょうか？

では、次にかせていただきます。議題3でございますが、行政機関としての取組状況について、説明をよろしくお願いします。

八木企画調整担当課長：【資料3について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。今、資料3を使って行政機関としての取組について説明していただきました。どなたでも、気がついたことなど、ご意見があれば。

古田委員：

たびたび、すいません。様々な差別の中には、理解が全然足りなくて、ちょっとした配慮で、そうすればいいんですかというように、簡単に解決する事案もあります。ただ、今までの習慣なのか何かで、なかなか変わらない事案というのもあります。たとえば、新幹線。今回も6ページに報告がありますが、新幹線に乗る時、車いすの人はいつもかなり苦勞させられています。昔でしたら、チケットを取るのに半時間、あるいは1時間くらい待たされて、他のお客さんとは別の地下通路を通過して、誘導されてホームに行くような、なぜ、そこまでしないとイケないのか、エレベーターがあればと。また、電動車いすであれば、座席へ

の乗り移りを求められたり、新幹線の中にも少し広い部屋がありますが、その利用についても前から様々なトラブルがあります。今は、一般の乗客でしたら、チケットはネットで予約するのが当たり前になっていますが、障がい者の場合は手帳との関係もあってか、なかなかうまくいかない。

6ページの事案も近畿運輸局を紹介されていますが、近畿運輸局が解決策を見出してくれるかという点、まず見出してくれないです。すると、この事案も泣き寝入りになってしまいます。そうではなくて、事案がいくつも積み重なっている部分については、解決策を障がい者と一緒に関西府がまずは考えていただきたい。府にも協力してもらって。それを持って、鉄道会社、あるいは運輸局に働きかけるなど、切り込んでいかないととても解決しないと思っています。

それと、7ページの遊戯施設ですが、電動車いすを手動に切り替えて介助者が押してくださいとか、車いすの人はこのアトラクションは使用禁止ですとか、あるいは精神障がい者でもありますが、ジェットコースターに乗る時には、介助者が常に隣に乗るように言われて、介助者が少なかったものですから、介助者が何度もジェットコースターに乗せられて、ふらふらになってしまった事案もありました。まだまだ、障がいに対する理解が足りないと思われます。この件は解決に時間がかかっていますが、徐々に障がいに対する知識を持ってもらえてきているようで、この前、知り合いの団体が行ったときには、きちんと対応してくれたとのこと。無理なアトラクションは無理ということで、理由を説明してくれたり、この場合はこうするといいですよと配慮していただいたり、でき始めているようです。

様々な障がいについて理解を求めめるために、行政が関わって話をしていけないといけないということで、解決策を作って働きかける。このような事例は個々の障がい者が何を言っても、いつまでたっても解決しませんので、ぜひ様々な事例が積み重なってきている場合は、一緒に解決策を作っていく事例検討会もできるということになっていますので、働きかける仕組みをぜひ行政の役割として持っていただけたらと思っています。

北野部会長：

古田委員、ありがとうございます。

今、継続中の事案もありますが、双方にしっかりと意見を聞くということ、間に立つ専門的な相談支援の仕組みをどう作るか、そのときに法制度だけでなく障がいのある方の社会モデルをしっかりと認識し、見識のある障がい者への共感的理解ができる担当者、また、どのように接するかなど様々な課題が出てきています。特に古田委員がおっしゃられたように相談対応の課題では、広域も含め幅広い権限のところについて、大阪市や大阪府が協力してどこまで切り込むのかなどご意見をいただきました。他に何かございましたら。

福島委員：

関西大学の福島と申します。先ほどの大阪市の職員の方からの説明に関連して、相談対応

のケースにつきましては、そのとおりかと私も思っております。2点目の相談対応における課題につきましては、2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、市外の方からの相談ということで、仮にですけれども、大阪市民でない方から相談があった場合に、大阪市の相談窓口ではどのような対応をされるのか、これは確認です。もちろん、拒否をすることはないことは了解しておりますが、どのような考え方に基づいてその対応をされているのかを、お伺いしたいということが1点目になります。

2点目ですけれども、先ほどご説明の中でもなかなか難しいとおっしゃっていた点ですが、たとえば差別解消の相談窓口が、福祉局福祉課におかれている場合については、事業者に対する調査権限がないので、なかなか事業者に対して強くものを言うのが難しいとお話されておりましたけれども、たとえばそういうケースにおいて、どういった形で調査権限がある機関との連携を図っていこうと考えておられるのかというのが2点目の質問です。なかなか答えにくい質問だと了解しているのですけれども、お答えいただける範囲でお答えいただければと思います。

北野部会長：

ありがとうございました。福島委員が最初におっしゃられたのは、大阪市内の事業者に対して大阪市民以外の方から相談に来た場合、これをどう考えるか。2つ目は、調査権限を持っていない部分について大阪市としてどういうふうに考えるのか、2つについて、考えがありましたら、よろしくお願いします。

八木企画調整担当課長：

1点目の市外居住の方のご相談ですが、基本的には市内に事業所があるということで、大阪市に相談いただきますので、市外だから知らないということにはならず、市民の方からと同じように対応させていただいております。たとえば、虐待事案だと、報告については、何が何件というようなことをどこで取りまとめて報告する等細かく決まっているのですが、差別事案は件数の取り方など、市町村が独自にしていますので、居住地の市町村は把握しなくていいのか、把握するべきなのかわからないというのが、私の疑問としてございます。対応について、特段困っているということはなく、市民と同じように対応させていただいております。2点目としまして、権限のない中で、たとえば先ほど言いました新幹線の事例などはどこまで踏み込めるのか、確認するという点では、JRの各社へ確認の電話はするんですけども、それ以上、次の手が思いつかないというのが、正直ございます。国土交通省に相談するのかなど、課題だと思っております。一方、一般的な事業所や広域展開ではないところという、権限がないから話を聞かないといったことはこれまではございません。

福島委員：

お答え、どうもありがとうございます。1点目については、そのとおりになんだろうと思います。2点目についてですが、事案がまさに合理的配慮の不提供なのか、それとも環境の整備にかかる事案なのかによって、たぶん違ってくるのかなあというふうに、あくまで個人的な感想ですけども思っております。と言いますのも、環境の整備の話ですと動くことは望ましいベストな話ではあるのですけれども、事業者としてもなかなかこれ以上は現状では難しいという中で、どこまでできるのかということを考えていかなければいけないというお話です。合理的配慮の不提供の事案ですと、行政などが知恵を出し合って、こういうふうにしていけばいいのではないかと比較的提案しやすい話のような気がします。そういった話になると、まさに監督権限を持っている行政機関との連携が意味を持つてくるという感想を持っております。その意味においては、特に合理的配慮の不提供が問題になっている事案においては、たとえば、近畿運輸局との連携が必要になってくるというふうな感想を持っています。これはあくまで感想であって、常にそうでなくてはならないという話ではありません。

北野部会長：

はい、福島委員、私も思うのですが、いわゆる合理的配慮がかなり環境整備に食い込むというか、ひとりの方の支援が不特定多数の方に影響し、その重なり具合がありますので、どう考えたらいいのか、もし、福島委員のお考えがあればお願いします。

福島委員：

環境の整備が図られていれば、合理的配慮の不提供の問題にならなかったという話があるのだろうとは思いますが。まずは、合理的配慮の提供を考えていかなければならないのだけれども、その先には環境の整備ということが問題になることもありうるという意味での重なり合いは、おそらくあるのだろうなというふうに思います。実際に困っているという事案なのかというのが見極めにくい話になってくると、合理的配慮が問題になっている事案なのかということが疑われるような事案も中にはあるというような気がしますので、もちろんきちんと聞き取りが行われているのかということとも関わってくるのかもしれませんが、そういう意味においては、北野先生がおっしゃる合理的配慮の不提供と環境の整備が重なり合っていることは多くあるような気がします。純粋に合理的配慮が問題になっている事案とか、純粋に環境の整備が問題になっている事案もあるのかなあという感想を持っています。

北野部会長：

ありがとうございました。他にもご意見がございましたら。よろしいでしょうか。

次に資料4-1、4-2ですが、まず、30年度の取組の中の資料4-1 障害者差別解消法にかかる相談対応マニュアルを説明していただき、全般的なご意見も含めてご議論いた

だきたいと思いますので、説明をよろしくお願いします。

八木企画調整担当課長：【資料4-1について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。資料4-1の障害者差別解消法にかかる相談対応マニュアルについてご説明いただきました。資料の4-1につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、各委員どうぞよろしく願いいたします。はい、古田委員。

古田委員：

対応マニュアルをまとめていただき、ありがとうございます。いくつか意見を言わせていただいてもよろしいでしょうか？

まず、1ページの相談体制のところですが、以前の表では、市の局どうしの集まりの協議会があったと思いますが、それはまだ生きていますよね？局と局での調整が必要な場合もあると思います。局どうしの連携で市全体の調整というような機能として残していただけたらと思います。

1ページの初期対応のところですが、①の相談内容の確認、相談者の主訴その背景、そのときに障がいの種別とか障がいの状況とかも聞かせていただいて、そのうえでどんな対応が必要なかを聞けるようにしていただけたらと思います。障がいの種別、状況によって、何故そういうニーズになるのかということを引きちんと捉えるために必要だと思いますので、入れておいてください。

障がい者の場合、まだまだあちこちで嫌な思いをしたとか、悔しい思いをしたというような、排除されるような事例がけっこうあるのですけれども、それを公に出していいのか、相談にあげていいのかと、かなり悩んでおられるような事例もあります。日常茶飯事なので、いちいち「あげてられへんわ」とか、自分がこの店を使っているのに、相談したことがわかったら、「嫌がられへんかな」というふうに反応して、なかなかあげにくい状況もありますので、この初期対応は非常に大事になってきます。ここに、相談窓口としてはならない対応を、まとめて書いておいていただけたらと思っています。聞こえてきた事例で言いましたら、窓口で相談を受けて、「それは差別ではないです」というふうに決めつけてしまったことがありました。その場で判断して「差別じゃありません」と言う。本当は検討しないといけないうのですが、そういう対応ができていなかったことがありました。あるいは、先ほども出ましたが、市外の人ならどうなのかとか、過去のことやったらどうなのかとか、法の施行前だったらどうなのかとか、いろいろ断ることになるかもしれないのですけれども、そういうふうには法の対象になるとかならないとかで、門前払いしてしまうのはいけませんから、まずは聞き取り、事案としてこういうことがあったということを集約すべきだろうと思います。はねつけたりすることのないように、まずは聞き取り、受け入れるという対応が絶対必要です。

あるいは、事案がわかったら迅速に対応すべきであり、放置することがないようにしないといけない。あるいは、本人や家族をあきらめさせてしまうような対応もやってはいけない。相談しにくい状況がある中で、相談しに来た本人に「やっぱりあかんかったなあ」、「無駄やったなあ」と思われたら、この仕組みは成り立ちませんので、そういうしてはならない対応をまとめていただけたらと思います。

それから、3ページのところですけれども、相談対応にあたって期待されることですが、相談内容を聞き取る人の人権の認識を深めるということはもちろん必要ですが、差別解消においては、どんな場面で、どんな障がいの人が、どのような差別を受けるのかを十分理解していくことですか、それに対して、どのような方法で解決できるのかということも豊富に持っているということが必要になります。その合理的配慮等の好事例を多様に提案できるという力が、最終的には求められてくると思いますので、事例の蓄積、研修によって、ひとつひとつのケースをこういうふうに対応できるのだという力をつけていくことなんかも触れておいていただけたらと思います。

それから、3ページの一番下のところですが、他の機関を紹介した場合、できる限り相談者や当該機関に対し、その後の対応状況を確認するようにしてくださいということですが、先ほどもありましたが、そこに振っても何も解決しないとわかっていながら、そこへ振ってどうするかと思う対応もありました。障がいのある人が、「ここですよ」と振られて、うまく対応できるかどうかということもありますので、管轄が他機関だしたら、本人の状況や希望に応じて橋渡しをすとか、一緒に付き添うなどの対応が必要だろうと思いますので、それについても書いていただきたい。単に紹介して済ませるのではなく、一緒に橋渡しをすとか、一緒に付き添うのをベースにしていくというふうにしていただけたらと思います。

それから、7ページ目ですけれども、「相談者が対応を望まない場合の対応」の対応方法の2行目ですが、具体的な内容のところ、事業者名、行為者名を聞き取るだけじゃなく、先ほども言いました障がいの種別、状況とか行為の内容についても、聞き取ることになるので、書き足していただけたらと思います。

それから、真ん中のところで、「車いすの方、入店お断りという貼り紙」とありますが、事例としては、「対応」としていただけたらと思います。「貼り紙」を「対応」と書いていただけたら。「相談者を特定できない」は、「特定されない」のほうが良いと思います。

少し細かいですが、②の「侮辱や嫌がらせなどハラスメント的行為では」と「は」が必要ではないかと思います。それから、③のところですが、「どのような配慮が必要かは個人や場面によって異なるため、相談者が望まない場合、対応は難しい」と言い切っているように見えるのですが、難しい時もありますが、事業所と対話をしていくことが大事であり、そのことを話し合っていくというような感じで、もう少し余地を残してもらえたらと思います。

それから、⑤のところ、「障がい者虐待は相談者が特定されないような配慮は必要」と書かれていますが、「障害者虐待防止法による通報義務があり、相談者が特定されないような

配慮をしながら、即時に解決が必要」と書いていただいたらと思います。

それと相談者が対応を望まないというのも結構多いと思うのですが、最後にその事案状況を記録して集約し、類似ケースが多い場合は、事業所全体や業界に対する啓発・研修を行うというふうにしておいていただけたらなと思います。

次のページの資料2ですけれど、左側の一番下で基幹センター・大阪市となっておりますが、ここは新しく変わりますので、間違いと思います。大阪市は、最後の段階で出てくるのではなく、最初の図でもそうですが、支援・アドバイス・協働というのは事業所に一緒に向いてくれるというふうに理解しておけばよろしいですね？

はい、それと相談受付票に「どのように対応してほしいのか」を加えていただき、ありがとうございます。相談受付票の3ページ目、上が不当な差別的取扱い、下が合理的配慮の不提供ですけども、差別的取扱いと下の合理的配慮の不提供を比べてみたときに、下の合理的配慮の不提供のところには、「実際に行われた配慮、代替措置」というのがあるのですけれども、上の不当な差別的取扱いについては、「実際に行われた改善策」というのを書く欄はないのか、いらぬのかなあと思いました。入れておいていただく必要があるのかと思っております。結果を書けるところがないのかと思いましたので、そこを足していただけたらと思います。ちょっと多くなりましたが、以上です。

北野部会長：

はい、いっぱい言われたので、私も整理ができない状況になっておりますけども、気がついたところを確認します。

1 ページ目のところで市の局間調整のシステム図、前はありましたか？

八木企画調整担当課長：

前から図には入ってございませんが、以前、古田委員からは、そういう組織があったよねという確認の質問をいただきました。障がい者施策推進会議という名前だったかと思いますが、それは今でも継続しております。差別解消だけでなく、障がい者施策全体のことを局間相互で連絡調整するという組織です。このマニュアルは、先ほども申しあげましたとおり、相談窓口が対応するために、ごくシンプルに作りあげており、記載内容を厳選して書いているものなので、その組織があることを書くことによって、複雑になってしまいますので、この図については対応のフローということでご理解いただけますでしょうか。実際には、この組織も活用しながら、対応を進めることがあるかと思えます。また、会議自体を開催しなくても連携しながら対応させていただきます。

北野部会長：

2つ目、同じく1 ページ目のところ、相談の初期対応での障がい種別等の確認をとのことですが、実は、ある意味、故意で抜いています。なぜかと言いますと、最初にあなたの障が

いはどんな障がいですかと聞いてしまうと、引いてしまわれることもありますので、ここは上手に聞き取る中で障がいのことも聞いていく。当然、受付票には障がいのことを記載する欄がありますので、そこはどういうふうに聞いていくかということです。

その次ですが、してはならない対応の話は、2ページを見てもらうと初期対応でなく、対応全体について、4番として望ましい対応例と望ましくない対応例を書いておまして、望ましくない対応例をいくつか書いてあります。これを古田委員がおっしゃるように、全体でなく、初期対応のところにも望ましくない対応例というのを明確にされたらどうかということですね。これは、検討させていただけたらと思います。

それから、初期対応において、決めつけてはじめから排除するのはよくないということはおっしゃるとおりです。どのように表現していくのか考えていきたいと思います。

3ページのところで、好事例を蓄積することの重要性は、われわれも理解しているところで、できるだけ好事例を蓄積するというをどのような形で表記するかについては検討させていただきたいと思います。

それから、古田委員が何度もおっしゃっている他機関の紹介、3ページの一番下の部分で、その後の対応状況を確認するというを記載したのですが、それだけでいいのか、対応が雑ばくなどところもある。付き添い等含めて、どのような表現で深めるかについて考えていけたらと思います。

それから、資料1、具体的な内容のところで、障がいの種別等について、表現をどうするか考えていきたいと思います。それから、2ページのハラスメントについて、相談者を特定されないようにという表現、これは市の方で検討いただけたらと思います。

それから、虐待防止法について、5番の説明をどうするかも検討いただけたらと思います。

資料2の基幹相談センターは仕組みが変わっておりますので、大阪市という表現に修正していただくということ。

様式2のチェックシートの部分でご意見をいただきました。私もよくわかりませんが、合理的配慮の不提供については、相談者が求めている配慮の内容・手段・方法等表記があります。このシートは、不当な差別的取扱いについては、受け付けるときに、どの事例を不当な差別的取扱いとして捉えるか、どの事例を合理的配慮の不提供として捉えるかですので、捉え方が定まった後、どのような支援がされて、どのような結果になったかは、もとの票（様式1）に戻って表記できると認識しております。

古田委員：

下の方は「実際に行われた配慮・代替措置」と書かれているのですが、上にはそれがないのがよくわからなかったのですが。実際に行われた改善策とか必要ではないですか？

北野部会長：

もとの票に戻って、様式1の方に分類を記入し、どのような状況であるのかは、改善・傾

聴・解決・未解決で分類します。対応の結果として、どんなふうに支援されたかということは、様式 1 に記入します。チェックシートの合理的配慮の不提供に書いてあるのは、相談者・当事者が求めている部分であって、実際に解決としてどんな結果が出てきたかについては、再度様式 1 に記載すると認識しております。

中島障がい者施策部長：

③は実際に行われた配慮なので、あくまでもこういうことをしてもらったけど、これは不提供と違うかと訴えてこられて、何がしてもらえたか、何をしてもらえなかったかを書くところなので、結果的に合理的配慮をしましたというのは別のところに出てきます。まずは、現状を聞き取る必要がありますので。

古田委員：

とりあえず行われた配慮は何なのかが、③番。

北野部会長：

本人にとっては、これは合理的配慮じゃないと訴えてこられるので、その現状を聞くので、そこがわからないと結果が次に出てこないで、そのような組み立てにしている。

③番の書きぶりがそう読めない雰囲気があるので、ここは表現を考えましょう。

福島委員：

関西大学の福島です。

私から 1 点質問したいのですけれども。相談対応マニュアルはそもそも誰を対象にしているのか？これは、相談窓口を担当しておられる職員を対象にしているという理解でよろしいですかね？

八木企画調整担当課長：

おっしゃるとおり、窓口で相談を担当される方、区役所なり区のセンターなりを対象としています。当然、福祉局がともに相談対応をしていきますので、4 ページの 7 番に障がい福祉課がきちっと支援・協働しますと書いています。あまり細かいことや、つつこんだこと、詳細なこととかは書かないようにして、とにかく相談に来た人と対応ができますよというところを主眼にしています。

好事例の積み重ねも当然福祉局で情報収集していきますし、区の基幹からも事例が報告されますので、それを紹介したり、研修したりは、別の取組になります。いったんこのマニュアルはごくごくシンプルに対応に必要なことを書かせていただいております、相談窓口の担当者向けということでございます。

福島委員：

どうもありがとうございます。関連ではないのですが、仮に基幹相談支援センターや区役所の福祉課で解消法にかかる相談がきたときに対応するということだと、もちろん相談者からのお話をお伺いして、比較的対応としては単純なものであれば、その事業者に対して、このような対応をするのが望ましいですよということで、事案として終結するものもあるのかと理解しておりますが、場合によっては事業所に対して聞き取りをしたり、調査をするという必要があるケースも出てくると思うのですが、事業所に調査が必要な事案について、どのような対応を考えておられるのかということも、あわせてお伺いしたいのですが。相談対応マニュアルとは離れますが。そういった事案はどういう対応を考えておられますか？

北野部会長：

資料2のところ、事業者への確認・対応等をする場合と、大阪市が関係しながら対応する場合と2つ出ますので、そのあたりのビジョンがあれば。

八木企画調整担当課長：

たとえば、区役所や区の基幹相談センターにご相談があった場合で、区域内にある事業所であれば必要がある場合は事業所まで行っていただいて、電話で済む場合は電話していただいたらいいのですが、それを超えて区の範囲を越える場合は、対応しきれないこともあります。この図にあるとおり、解決困難なり、アドバイスということで、福祉局にお伝えいただくこととなります。その後は、相談を直接聞いていただいた方に関与してもらうのが一番確実なので、一緒に行動することもありますし、引き継いでいただいて福祉局で対応していくということもあります。

福島委員：

わかりました。解決困難というのは、区単位ではなかなか問題解決することが難しいような事案、市レベルで対応することが必要な事案については、福祉局が引き受けますよということをしていただいているんですね。わかりました。そうしますと、大阪市の福祉課の方々も他にお仕事を抱えておられる中で、解消法の事案にどこまで対応できるのかというお話があるかと思うのですが、それに関連して、たとえば相談員の配置をどの程度考えておられるのか、お伺いしたいのですが、実はそれが聞いたかったことなのですが、その点についてはいかがでしょうか？

北野部会長：

専門相談員の配置のことについてのご質問です。

八木企画調整担当課長：

4月から1名の専門相談員ということで、差別の啓発も含めてこれを専門に担当する職員を福祉課に配置することとしております。

福島委員：

その職員の方が、たとえば事業所への調査が必要であれば実際に話を聞きに行くということですね。もう1点すいません。それに関連してですが、そこで配置されようとしている職員、相談員はどういった方を考えておられるのか、端的にいうと、質の確保なのですが、その点についてはいかがでしょうか？

八木企画調整担当課長：

広く公募をさせていただきました。筆記試験・面接試験を実施しまして、特段、資格等の要件は設けておりませんが、今までの業務経験の中で、相談対応などをきっちりとしたことがあるということを条件にさせていただきました。できるだけ人の話をきちっと聞けるというところに主眼をおいて人選してまいりました。専門的な話については、この図にもあるのですが、スーパーバイザー・弁護士等の専門家の意見を聴取するというようにしており、相談員は相談者の方と向き合って対応ができる方を選考しております。

福島委員：

わかりました。ありがとうございます。

北野部会長：

福島委員よろしいでしょうか？ ありがとうございます。

これは、前も議論があったかと思うのですが、たとえば、植田委員のような民間の事業者、サービスする側から相談があった場合も受付票はこの様式を使うのかということ。そのときは、実際には相談される方が下の方に表現されてということですね。この票を使って展開するのですか？

八木企画調整担当課長：

そうですね。あまり想定はしていないところですが、そういう方法で記載いただいたら集計するときもこれを使っていきますので、余分な手間もないのかと思いますが、また考えておきます。

北野部会長：

今まではあまりないですね。全国を見ていると一般的な事業者の方から、明石市では、一般の事業者からどうしたらいいのだろうかという質問がきている場合がありますので。

よろしいでしょうか？

では、その次、資料４－２、障害者差別解消法の施行にともなう本市における対応の手引きにつきまして、ご説明をお願いします。

八木企画調整担当課長：【資料４－２について説明】

北野部会長：

改訂版について、基幹相談支援センターの慎所長にも厳しいチェックをしていただいて、これで所長のチェックはOKになっていますか？

所長には、かなり厳しいチェックをいただきました。量が多いので、また気がついたところがあれば見ておいてください。

次に議題５、内閣府でありました地域協議会の体制整備事業報告会とそれから大阪府のガイドラインの改訂につきまして、ご説明をよろしくをお願いします。

藪中担当係長：【資料５－１、２について説明】

北野部会長：

はい、ありがとうございます。大阪府は、今、パブコメをされています。ここに、お二人の府の委員がおられますので、福島委員か辻川委員、今大阪府が取り組んでおられることについて、何かお話いただけたらと思います。では、辻川委員。

辻川委員：

今、おっしゃられたとおり、ガイドラインは前からあったのですが、わかりやすくということで、２つに分けたということです。今の関係でお聞きしたいのですが、ここの報告会の意見にもありましたし、昨日、茨木市で条例を制定したと聞いていますが、大阪市はこの条例制定について何か動きはございますでしょうか。

八木企画調整担当課長：

次にご説明させていただきます大阪市の障がい者支援計画の中でも、条例のことについて触れさせていただいておりますので、計画の期間の間に条例の必要性についても検討していくとしておりますので、委員の皆さまにおかれましても、今後様々なアドバイスをいただきたいと思っております。

古田委員：

府の条例について伺いたいのですが、条例で一番課題になったのが、合理的配慮の不提供に対して、事業所は努力義務になっているのですが、悪質な事案が出てきたときには、しば

らなければならないという場合がある。ほとんどの場合は理解していただき、すぐに解決するのですが、完全に拒否されるような場合は、合理的配慮の提供を義務づけておくということが大事なのではないかということで、そのときは、僕も差別解消の府の委員をやっていたので、議論されたのですけれども、なかなか府の方では認められなくて、茨木市は義務化されていると聞いているのですが、やはり、それがあつることとないことによつて、事案解決について差が出るとか、そのあたりを教えていただけたらと思います。辻川委員、もしよかつたら。

辻川委員：

やはり、建設的な対話がこの法律の差別解消の取組の中で、すごく大事なことなのですが、その対話の土俵に乗るか乗らないかが非常に問題になってくるので、やはり法的義務、対話をすることが義務だということですよ。それがないと実際の相談をされる相談員さんが、非常に困難だと聞いています。だから、大阪市の相談員の方でもそうだと思います。ぜひ、先ほど言いましたように条例で定めることによつて、相談がやりやすくなると思いますので、条例は必要かと思います。大阪府では、法律が合理的配慮については努力義務になっているので、ハードルが高かつたのですが、今度、差別解消法3年の見直しがありますので、そこで法律自体を変えていくという動きはしていきたいと思っています。大阪府にも引き続き、働きかけをしていきたいと思つております。

北野部会長：

ありがとうございました。

小泉委員：

資料5-1のめくっていただきましたところ、点字では4ページ中段になるのですが、「知的、発達、精神に障がいがある方への配慮はまだまだであり」というところですが、私もいろんなところの研修に伺つとやっぱりこういう言葉が多いのですけれども、ガイドライン的なことは本当によくまとめられてきて、すごく進んでいると思つたのですが、やはり私たちの子どもたちとか利用者さんたち、当事者の方は、ともに時間を共有していただいて、その場面にいていただいて、こういうときはこうなんだとか、キャンプとかハイキングとか大阪市の職員さんたちとか、交通局の方たちとか、そういう機会を1回でももつていただいて、体験した方が実際にこんなことがあつたよということを、研修で活かしていただく。やはり書面では、本当に難しいのですよ。親の私たちでも理解に苦しむ子たちなので、時間を共有していただいて、実際にともに行動をとつていただいて、ちょっと施設見学しましたとか、ちょっとまわりただけでは、到底理解は難しい話なので、キャンプぐらい付き合つていただいて、そういう研修ということで、ぜひ大阪市として取り入れていただきたいと思つたのですが、いかかでしょうか？

北野部会長：

今、小泉委員から行政職員の方、相談関係の方含めて、できるだけ障がいがあるご本人、特に知的、精神、発達の方々との関係を深めるプログラムを考えていただいて、何か展開していただきたいと。これはぜひともその方向を検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

議題5、次期、障がい者支援計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画について、パブコメの結果等につきまして、事務局から説明をよろしく願いします。

内村障がい福祉課長：【資料5-3-1・5-3-2・5-3-3について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。今、資料5-3「大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」とパブコメ後の修正及び案についてご説明いただきました。どうぞ、各委員の方、何かお気づきのことがありましたら。

古田委員：

今からこれを書き直していただきたいという話ではないのですけれども、ひとこと言わせていただきます。長期計画を作るのは大変な作業なのですけれども、まだまだ変わっていないところがあります。ひとつは施設からの地域移行で、10年以上の入所者が70%くらいですか、中には30年、40年ずっと施設に入ったままというような状態が続いていますので、これは今の時代、ずっと施設というのは、あり得ないじゃないかというところから、もう一度、本人さんに「地域に出られるんですよ」、「戻れるんですよ」というアプローチをぜひとも進めていきたいと思っています。一方で、地域の方も重度化、高齢化の状況が出てきてまして、親御さんがかなり高齢になって、本人さんが閉じ込められるような状態や、サービスにも何もつながらないで、一家心中寸前の状態というのが、大阪市内でもこれだけサービスが広がっている中でも、相談にのっていたらそういうケースが掘り起こされてきます。前の寝屋川市のような監禁されて十何年というような事件もまだまだ埋もれている気もします。なので、まあ、それに近い状態というものもあるかと思っていますので、ぜひともアプローチをして、掘り起こしてそんな悲惨な事件にならないようにしていく必要があるというところですね。

それと、相談支援センターは4月から区の基幹センターになりますけれども、かなり困難なケースを受けているということです。去年、実態調査を実施し、困難ケースを5件ずつ出してくださいとしたら、どこともびっしりと書いてきました。家族が高齢で家族にも支援が必要、本人にも支援が必要というような状態ですとか、近所とのトラブルでかなり悲惨な状態になっていて、あちこちに転々とされているとか、家族が7人いるけれども7人中6人に

障がいがあって、認知症もあるとかで、かなり大変な状態というような様々なケースが報告されております。それらのケースを今、区のセンターはかなり抱えていて、なかなか解決ができないんです。このまま放っておいたら危険だという状態もありますので、それを何とか地域で支える仕組みというのを考えていかないといけない。地域移行とか地域生活支援拠点とあわせて、その議論を急ぐ必要があります。ただ、今まで市の自立支援協議会は、報告案件が10本くらいあって、これをこういうふうにしていくということが、なかなか打ち出せない状態でもありましたので、ぜひとも市の自立支援協議会を見直していただいて、前向きな議論ができるようにしていただけたらと思っています。

あと、日中サービス支援型グループホームっていうのができるのですが、これが2月ぐらいにいきなりそんな話になって、20人までできるようなグループホームになってしまったり、むしろ施設に近い形になってしまっているんです。それについてどうするのかというような話もどこかでしないといけないし、日中支援型グループホームというのは、市の自立支援協議会に報告をあげてもらって、意見を言えるような仕組みにしないといけないという話にもなります。その辺の課題をあわせて市の自立支援協議会でどのように取り扱うのか早急に考えて、すぐ動き出して、地域移行と地域の困難ケースの救出について検討するべきだと思っていますので、よろしくをお願いします。

北野部会長：

はい、ありがとうございます。確か3月14日の国の主管課長会議で、この地域拠点型についてのかかなり細かい説明が出ましたので、メニューを増やしたり、様々なモデルも出てきておりますので、それを踏まえて市の方は今、地域移行の促進に関する検討会と拠点型施設に関する検討会をやっていくという展開をしていただいて、これを踏まえて古田委員がおっしゃったようなところ、次の展開をしていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

他の委員いかがでしょうか？ よろしいでしょうか。手嶋委員、何かありましたら。

手嶋委員：

地域移行の話なんですけれども、やはりこれは障がい者だけで考えず、一般市民なり区民がもう少し幅広く勉強することが大事だと思っています。各区で様々な催しや様々な団体がどんどん集まるような時代になっていますし、そういうところで、障がい者のことなどの話をしていく、区役所主体でも、社協主体でもいいと思うのですが、我々の団体も含めて、障がい者の中だけでわかっているのではなくて、障がい者というものを一般市民、区民にわかってもらおう。今までもやってきたつもりですけれども、差別解消法についても10%くらいの人しかわかっていない。今後は、我々の次の世代になると思うのですが、がんばってもらうようにと。先ほどから何回も言っておりますが、地域で、一般区民、市民にわかってもらうのが一番大事かと思っています。地域移行にしても、その市民・区民、周りの人々に

サポートしてもらわないといけないので、そういうことが一番大事かと僕は思います。

北野部会長：

これは、みなさん同じ共通の考えだと思います。小泉委員、手嶋委員がおっしゃられたように、地域の関係する方々、行政も含めていろんな方々に、障がいのある方の生活を一緒に経験できるような取組をぜひとも展開してほしいと、手嶋委員もがんばるとおっしゃっておられますので、手嶋委員が協力してくださるでしょうから、ぜひともアイデアを出していただけたらなと思います。

時間がきておりますが、各委員、他によろしいでしょうか？

植田委員、ひとこと感想をおっしゃっていただけますか。

植田委員：

ロイヤルホテルの植田でございます。感想というか、ホテルというところはどちらかというと障がいのある方だろうが、障がいのない方であろうが、お客様を喜ばせるというところでございますので、あまりこれはダメ、あれはダメということではなくて、どちらかというと何でも受けてしまって、逆に失敗するケースがあります。できないことをやろうとしてしまって、逆に障がいのある方のお客様にご不満を抱かせることになるケースが多々あるので、そういった意味では、ここにも書いてありますが、話し合い、コミュニケーションが最初の段階で非常に重要であります。私たちもわかっているのですけれども、なかなかサービス業に浸透させることができずに、何でもかんでもイエスマンではないですが、やりましようとなってしまうケースがあるので、そういう意味では、よく話し合っただけではできるけれども、ここはしんどいということも、言わなきゃいけないときはきっちりと言う。それでわかっていただき、お互いの意見の交換をしながら、できるものはしっかりやっただけで満足いただくということを、ひとつずつやっていかなければならないのかということを実感いたしました。以上でございます。

北野部会長：

植田委員のおっしゃるとおりで、基本的にウエルカムなんです。ウエルカムでいうと、北野ゼミは障がいの学生が多いんです。どんな障がいの学生でも希望すればウエルカムでいらっしやいというのですが、入ってきた学生からよく苦情がきます。「先生、OK言うたけど、何もしてくれへん」と。初めから排除してしまうとまずいですが、受けてから話し合いながら、少しでもできることはしていきたい。その方向が基本だと思いますので、よろしくお願ひしたい。ありがとうございました。

では、最後にまとめを。

辻川副部会長：

はい、ありがとうございます。大阪市の障がい者差別解消支援地域協議部会も2年です。相談の対応マニュアルも作っていただいたりして、着実に広がっていていると思います。どうもありがとうございます。今後も、積極的に取り組んでいただけたら、ありがたいというふうに思っています。

それに加えて、お知らせをしたいのですが、明後日30日に、旧優生保護法による強制不妊手術の被害に関する電話相談を大阪弁護士会で行います。この問題というのは、旧優生保護法、昭和23年にできた法律ですけれど、優性上の見地から不良な子孫の出生を防止するという目的で、遺伝性の精神疾患、主に知的障がいですが、そういう方々に強制的に不妊手術をしたという事実があります。そのことについて、全国的に言えば、15,000から同意も含めれば25,000件あります。大阪府内でも、600件を超える方が不妊手術をされたという記録が残っておりますので、そのことについて、声をあげてもらって、聞きたいというふうに思っております。そのことを何か少しでも聞いておられる方がおりましたら、積極的に電話相談をしていただけたらと思います。30日の金曜日です。10時から4時までで、電話番号は06-6363-5840です。ファックスも受け付けておりますので、06-6364-1252になります。ぜひよろしくお願ひします。以上です。

※旧優生保護法による強制不妊手術の被害に関する大阪弁護士会の電話相談は終了しています。

古田委員：

新聞で報道されていて、無茶苦茶だと思って見ていると思うのですが、大阪府もどこが担当するのとお話してみたりもするんですけども、まだ、国の動きもわからないと言われて、資料があるのかもわからない。大阪市はどんな状況なのか、何か、もしわかるのであれば。

中島障がい者施策部長：

私も法律は詳しいわけではありませんが、保健所におりましたので、こういう法律があったというのは存じております。ハンセン病のときにも似たようなことがありまして、大阪府がハンセン病患者さんを施設に収容していたということで、反省してきたという事実もございます。大阪府がどんな対応をしていたのか、関わっていることは関わっているのかと思うのですが、正直、今のところ私の知識では存じあげておりませんので、確認できればお伝えしたいと思っております。

北野部会長：

確認しておいていただけましたら。

ありがとうございました。

それでは、本日予定されておりました議事についてはすべて終了いたしましたので、マイクを事務局の方にお返しします。

八木企画調整担当課長：【閉会あいさつ】

(事務局司会より閉会)